

# 実践 税務調査

税理士 牧野 義博



調査対象法人は代表者の子を従業員として勤務させていたと主張するが、調査対象法人の指示管理の下で子に労務を提供させていたことを裏付ける証拠がないことから、調査対象法人の従業員として勤務していたとは認められないとされた事例です。

**調査官** 代表者の子に対して、従業員

## 代表者の子に対する架空人件費

としての給与及び賞与として平成〇〇年に250万円、平成〇〇年に240万円及び平成〇〇年に340万円をそれぞれ支給し、各事業年度の損金の額に算入しています。

また、調査対象法人は、給与に係る調査対象法人が負担すべき健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料を支出し、法定福利費として各事業年度の損金の額に算入しています。具体的な仕事の内容を説明して下さい。

**担当者** 代表者の子は、自宅において勤務し、調査対象法人の営む業務について代表者に助言をしていました。

**調査官** 調査対象法人の就業規則には、在宅勤務に関する定めがありません。調査対象法人と代表者の子の間で雇用契約書は作成されていますか。

**担当者** . . . . .

**調査官** 従業員の勤怠管理はどうしていますか。

**担当者** 個人別作業日報で管理をしています。

**調査官** 調査の結果、代表者の子は調査対象法人の事務所に出勤しておりません。

**担当者** 作業日報には毎月20日程度出勤したと記載があるでしょう。

**調査官** 給与担当者に聞いたところ、代表者の指示に基づき作業日報の作成をしたが、作業日報の作成や給与等の支給に当たり、代表者の子の就労時間を確認しておらず、その勤怠管理も行っていないと回答しています。

**担当者** . . . . .

**調査官** また、調査対象法人は、就業規則で定めている失業保険に係る雇用保険料を他の従業員の給与の支給の際に控除しているが、代表者の子への給与の支給の際には控除をしていませんでした。

代表者の子の在宅勤務に関して、具体的な就労条件や勤怠管理の方法を定めた書面等がありましたら提出してください。

**担当者** . . . . .

**調査官** 調査対象法人が、代表者の子の在宅勤務に当たり、代表者の子が従事すべき業務を指示し、その就労時間や業務の成果を報告させる等、調査対象法人の指示管理下で代表者の子に労務を提供させていたことを裏付ける資料を提示してください。

**担当者** 代表者の子は、自宅において勤務し、当社の営む道路の維持管理業において、バリアフリーの推進のため

道路の段差解消や点字ブロックの必要性について代表者に助言していました。従業員として勤務しています。

**調査官** 調査の結果、調査対象法人の主張を認めるに足る証拠がないので、調査対象法人の主張には理由がありません。

従って、代表者の子が調査対象法人の従業員として勤務していたとは認められませんので、代表者の子に関する給与及び法定福利費を否認します。

後日、調査対象法人は国税不服審判所に審査請求をしましたが、認められませんでした。



イラスト 渡辺 正義